

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第31回〕

－迷ったときの違反処理ナビ Q & A－

違反処理研究会

《Q235》消防法第8条の2の3第5項の規定では、防火対象物の管理権原者に変更があった場合には、その旨を消防長等に届け出ることになっていますが、この届出を怠った者には5万円以下の過料が課されることがあります。ここで過料は刑罰ではありませんので故意や過失がないときにはどう扱われるのでしょうか。

《新潟県S市消防本部 予防課 Y・Hさん》



消防法第8条の2の3第5項の規定に基づく管理権原者の変更の届出を怠ったことで過料を課す場合、故意や過失の主観的要件は必要がない。

【ヒント】消防法第8条の2の3第5項に規定されている管理権原者の変更届出は、管理権原者に変更があった場合には特例認定の効力が失われることになるため、速やかに消防機関がその事実を把握する必要があることから義務付けられているものです。また、届出違反に対しては消防法第46条の5で、5万円以下の過料を課することができる旨を規定されています。

過料には一般的に「秩序罰としての過料」、「執行罰としての過料」、「懲戒罰としての過料」がありますが、消防法上の管理権原者変更に係る過料はこのうちの「秩序罰としての過料」に該当します。つまり、消防法上の手続きに係る秩序を維持するために制裁として過料が課されるもので、罰金のような反社会性、反倫理性に対する制裁とはその趣旨が異なります。したがって、過料は刑罰とは趣旨が異なりますので刑法総則の適用は当然ありません。

ところで、この質問では、過料を課すに当たって故意、過失という主観的要件を要するかどうかということですが、これに関しては、現在、二つの考え方があるようです。一つは、過料は制裁の一つであるため、責任原則に照らして勿論、故意又は過失がなければ課すことができないとする見解です。二つ目は、過料には基本的に反社会性や反倫理性は必要がないことから、故意、過失という責任要件は

要しないという考え方です。現実には、それぞれ異なった判断をした判例もあります。

以上の様な状況を前提に検討してみますと、過料は確かに一種の制裁を課すものであることは間違いありません。しかし、その制裁の程度は極めて軽度であり、刑罰ではなく過料を課する趣旨が、余りにも軽微な違反に対して刑罰を科すると刑罰の尊厳を失わせることがあるために敢えて過料が課されるのだとの考えもあります。こうした立場から、同一事犯に対して「両者の目的、要件及び実現の手続きを異にし、必ずしも二者択一の関係にあるものではなく併科を妨げないと解すべき」として刑罰と過料を併科することができるとした昭和39年6月5日の最高裁判決もあります。また、過料は、非訟事件手続法の定めるところによって相手方の住所地を管轄する地方裁判所がこれを課しますが、この過料の裁判は公開法廷における対審を保障していませんし、裁判所が過料を課する作用は国家の後見的民事監督であって、その実質は一種の行政処分の性質を有する（昭和41年12月27日最高裁判決）ものだと解されていることからしますと、過料というのは、あくまで形式的に管理権原者の変更を届出なかった場合に課されるもので、刑罰のように相手方の権利、利益に配慮した手続きも予定されていませんから、そもそも故意や過失という主観的要件は必要がないのではないかと考えられます。

《Q236》違反処理に関連する公表としては、消防法上の命令を発出した場合の公示と、最近の条例に基づく違反防火対象物の公表の二つを挙げることができます。若し、これらの公表を関係者側が争ってくる場合、どんな方法があるのでしょうか。

《茨城県T市消防本部 予防課 A・Fさん》



公表は事実行為であり行政処分に当たらないので、行政不服審査法上の「継続的な事実行為」に該当するとして不服申立てが行われる可能性があるほか、行政事件訴訟法上の当事者訴訟において公